

千労発基 0904 第9号-5  
令和 8 年 9 月 4 日

各 位

千葉労働局長



改正された千葉県最低賃金額等の周知について(協力依頼)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、千葉労働局では、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金を、令和8年 10 月1日から「時間額 1,195 円」(令和8年9月 30 日までは時間額 1,140 円)に引き上げることといたしました。

千葉県最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障するセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、事業主はもとより労働者、県民の皆様に、幅広く千葉県最低賃金額の改正を知っていただくため、その周知に努めているところです。

また、最低賃金引上げの環境整備のため、厚生労働省で業務改善助成金やキャリアアップ助成金制度を設けるほか、関係機関で各種支援施策を設けております。

つきましては、千葉県最低賃金改正及び各種支援施策について、広報誌及びホームページへの記事掲載による周知に御協力を賜りますよう、掲載例を添えてお願い申し上げます。

また、同封のポスター及びリーフレットの掲示や配布につきましても、併せてお願い申し上げます。

なお、令和8年度業務改善助成金につきましては、申請期間が令和8年9月1日から同月 30 日までとされておりますので、周知に当たりましては、当該申請期間に十分ご留意くださいますようお願いいたします。

※ リーフレットは、千葉労働局ホームページからダウンロードいただけますが、追加送付等ご希望がございましたら担当までお問い合わせ願います。

(担当)千葉労働局  
労働基準部賃金室  
川名・和田  
電話:043-221-2328

## 千葉県最低賃金改正のお知らせ

### 1 改正内容などについて

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和8年10月1日から

時間額 **1,195円** (従来の1,140円から55円引上げ)



- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。  
その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

【例】 月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

- ・ 日給 8,000円（1日の所定労働時間 8時間 00分）

$8,000 \text{円} \div 8 \text{時間} = 1,000 \text{円}$

- ・ これに加え職能手当が月額 40,000円（1年間における1か月平均所定労働時間数 160時間）

$40,000 \text{円} \div 160 \text{時間} = 250 \text{円}$

- ・  $1,000 \text{円} + 250 \text{円} = 1,250 \text{円}$  ←千葉県最低賃金 1,195円以上であるのでOK

### 2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 最低賃金引上げの支援策として業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。（注：業務改善助成金の申請期間は9月1日から9月30日まで。）

【業務改善助成金】

申請期間は9/1～9/30



問合先：業務改善助成金コールセンター  
電話：0120-366-440

【キャリアアップ助成金】



問合先：千葉労働局対策課分室  
電話：043-441-5678

【「賃上げ」支援助成金パッケージ】



- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、各種助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に応ずる支援を行っています。相談は無料です。

（照会先：千葉働き方改革推進支援センター 電話：0120-174-864）

【お問い合わせ先】 最低賃金の詳しい内容につきましては

千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）または最寄りの労働基準監督署まで

# 千葉県最低賃金改正のお知らせ

## 1 改正内容などについて

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されました。

令和8年10月1日から  
時間額 **1,195円** (従来の1,140円から55円引上げ)



- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされます。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合は罰則の定めがあります。

- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。

その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例 月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

- ・ 日給 8,000 円（1日の所定労働時間 8 時間 00 分）  
 $8,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} = 1,000 \text{ 円}$
- ・ これに加え職能手当が月額 40,000 円（1年間における1か月平均所定労働時間数 160 時間）  
 $40,000 \text{ 円} \div 160 \text{ 時間} = 250 \text{ 円}$
- ・  $1,000 \text{ 円} + 250 \text{ 円} = 1,250 \text{ 円}$  ←千葉県最低賃金 1,195 円以上であるので OK

## 2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 最低賃金引上げの支援策として「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。
- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、各種助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料です。（電話：0120-174-864）

「賃上げ」支援  
助成金パッケージ



キャリアアップ  
助成金



働き方改革  
推進支援センター



最低賃金制度



問合先：千葉労働局対策課分室  
電話：043-441-5678

【お問い合わせ先】 最低賃金の詳しい内容につきましては

千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）または最寄りの労働基準監督署まで

確認  
OK?

# 最低賃金

働く人も、  
雇う人も、  
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

## 千葉県 最低賃金

令和8年  
10月1日<sup>から</sup>  
時間額

# 1,195円

前年比  
55<sup>UP</sup>円

月給の人でも日給の人でも自分の時間額を計算してみよう



# 時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金<sup>(※1)</sup>と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!<sup>(※2)</sup>

## 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。<sup>(※2)</sup>

### A 時間給の方

|     |                      |   |   |            |                      |   |
|-----|----------------------|---|---|------------|----------------------|---|
| 時間給 | <input type="text"/> | 円 | ≥ | 最低賃金額(時間額) | <input type="text"/> | 円 |
|-----|----------------------|---|---|------------|----------------------|---|

### B 日給の方

|    |                      |   |   |             |                      |    |   |     |                      |   |   |            |                      |   |
|----|----------------------|---|---|-------------|----------------------|----|---|-----|----------------------|---|---|------------|----------------------|---|
| 日給 | <input type="text"/> | 円 | ÷ | 1日の平均所定労働時間 | <input type="text"/> | 時間 | = | 時間額 | <input type="text"/> | 円 | ≥ | 最低賃金額(時間額) | <input type="text"/> | 円 |
|----|----------------------|---|---|-------------|----------------------|----|---|-----|----------------------|---|---|------------|----------------------|---|

### C 月給の方

|    |                      |   |   |              |                      |    |   |     |                      |   |   |            |                      |   |
|----|----------------------|---|---|--------------|----------------------|----|---|-----|----------------------|---|---|------------|----------------------|---|
| 月給 | <input type="text"/> | 円 | ÷ | 1か月の平均所定労働時間 | <input type="text"/> | 時間 | = | 時間額 | <input type="text"/> | 円 | ≥ | 最低賃金額(時間額) | <input type="text"/> | 円 |
|----|----------------------|---|---|--------------|----------------------|----|---|-----|----------------------|---|---|------------|----------------------|---|

### D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で  
各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 業務改善助成金

最大600万円を助成

## 中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

### 業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



### 支給の 主な要件

事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

事業場内最低賃金の引上げ

引上げ後の賃金額の支払

生産性向上に資する機器・設備などの導入

解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

### 助成金 支給までの 流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3

実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



4

支給

### WEBで 確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



最低賃金に関するお問い合わせは千葉労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
千葉労働局 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R8.9)

# 最低賃金・賃金引き上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策



## 1. 賃金引き上げに関する支援

### ① 業務改善助成金

#### 問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター  
0120-366-440 (平日 9:00~17:00)
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

**千葉県最低賃金が適用される事業者の  
業務改善助成金のR8年度申請期間は9/1~9/30です。**

### ② キャリアアップ助成金

#### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引き上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

### ③ 企業活力強化貸付 (働き方改革推進支援資金)

#### 問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505



事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

### ④ 賃上げ貸付利率特例制度

#### 問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

## 2. 生産性向上に関する支援

### ⑤ 固定資産税の特例措置

#### 問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

### ⑥ 中小企業等経営強化法 (経営力向上計画)

#### 問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821  
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

### ⑦ 中小企業成長加速化補助金

#### 問い合わせ先

- ・中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)  
賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



## ⑧ 中小企業経営強化税制

### 問い合わせ先

- ・ 中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821  
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

## ⑩ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

### 問い合わせ先

- ・ ものづくり補助金事務局サポートセンター  
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

## ⑫ 中小企業新事業進出促進補助金

### 問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 新事業進出補助金事務局  
(コールバック予約システム):  
<https://shinjigyou.resv.jp/>



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

## ⑭ 小規模事業者持続化補助金

### 問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
  - ・ 商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照  
[https://www.jizokukanb.com/jizokuka\\_6h/](https://www.jizokukanb.com/jizokuka_6h/)
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
  - ・ 商工会議所地区事務局 03-6634-9307  
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

## ⑨ 中小企業省力化投資補助金

### 問い合わせ先

- ・ 中小企業省力化投資補助事業コールセンター  
0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜  
(土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

## ⑪ デジタル化・AI 導入補助金

### 問い合わせ先

- ・ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局  
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

## ⑬ 事業承継・M&A 補助金

### 問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠  
050-3145-3812
- ・ 事業承継促進枠 050-3192-6274
- ・ PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取り組み、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

## ⑮ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

### 問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブ
- ・ (Ⅰ) 工場・事業場型  
(先進枠) 03-5565-3840  
(一般枠/中小企業投資促進枠) 03-5565-4463  
(サプライチェーン連携枠) 03-5565-4463
- ・ (Ⅱ) 電化・脱炭素燃燃型 03-5565-3840
- ・ (Ⅲ) GX 設備単位型/設備単位型  
ナビダイヤル 0570-01-5116  
I P 電話 042-303-0855
- ・ (Ⅳ) エネルギー需要最適化型 03-5565-4773



工場・事業型



設備単位型

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

### 3. 取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

#### ⑯ 受託適正取引等の推進のためのガイドライン

##### 問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）を策定しています。

#### ⑰ パートナーシップ構築宣言

##### 問い合わせ先

＜「宣言」の内容について＞

・中小企業庁取引課 03-3501-1669

＜「宣言」の提出・掲載について＞

（公財）全国中小企業振興機関協会

03-6228-3802



受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取り組みを「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

#### ⑱ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

##### 問い合わせ先

・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部  
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調  
査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

#### ⑲ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

##### 問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

#### ⑳ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 ・中小企業庁取引課 03-3501-1669

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



### 4. 資金繰りに関する支援

#### ㉑ セーフティネット貸付

（経営環境変化対応資金）

##### 問い合わせ先

・日本政策金融公庫 0120-154-505  
・沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

#### ㉒ 小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

##### 問い合わせ先

・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所  
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）  
の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

## 5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

### ②③ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

#### 問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

### ②④ 人材確保等支援助成金

#### 問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取り組みにより従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース：3%、5%又は7%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

### ②⑤ 人材開発支援助成金

#### 問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

### ②⑥ 建設事業主等に対する助成金

#### 問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

### ②⑦ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

#### 問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い、職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



雇入れ支援  
コース



中途採用拡大  
コース

### ②⑧ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

#### 問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額 8,870 円／1人1日あたり（1事業主あたり 1,000 万円））します。

### ②⑨ 働き方改革推進支援助成金

#### 問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



労働時間の削減等に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティングや労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃金や割増賃金率を引き上げた場合に、要件に応じた助成上限額の加算制度もあります。

（※）令和8年度の交付申請期限は11月30日（月）です。

## 6. 相談窓口

### ⑩ よろず支援拠点

#### 問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

### ⑪ 取引かけこみ寺

#### 問い合わせ先

・(公財) 全国中小企業振興機関協会  
・各都道府県の取引かけこみ寺  
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをいたします。

### ⑫ 働き方改革推進支援センター

#### 問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引き上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する相談対応やコンサルティング、セミナー等を実施しています。ぜひお気軽にご相談ください。

### ⑬ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

#### 問い合わせ先（無料会員登録やログイン方法）

・ミラサポ plus 運営事務局  
initialization@support.mirasapo-plus.go.jp  
※補助金等のご質問は、本サイトに掲載の各補助金事務局にお問い合わせ下さい。



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

令和 7 年 10 月、賃上げ・最低賃金特設ページを設置し、人件費計算シミュレーション機能などを追加しました。賃上げや最低賃金の対応に役立つ情報を多数まとめています。

#### 厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

労働市場全体の「賃上げ」に向けた賃上げ支援助成金パッケージ、賃上げに役立つ情報をまとめた「賃金引き上げ特設ページ」、各都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧はこちら

賃上げ支援  
助成金パッケージ



賃金引き上げ  
特設ページ



都道府県労働局  
所在地一覧



#### 経済産業省では、各支援機関での伴走支援の強化を行っています

最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関（商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎセンター等）まで  
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトから



#### 買いたたきなどの違反行為をしていると疑われる委託事業者に関する情報を広く受け付けています

お近くの労働基準監督署においても情報を受け付けています。  
※都道府県労働局所在地一覧参照

情報提供フォームはこちら



# 令和8年度業務改善助成金

最低賃金の引上げと生産性向上の取り組みを応援します。

千葉県最低賃金が適用される事業場の  
令和8年度の申請期間は  
**9月1日～9月30日**です

千葉県最低賃金  
時間額 1, 195 円  
令和8年10月 1 日発効

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です

助成上限額・助成率など

助成上限額

| コース区分  | 事業場内最低賃金の引上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額    |                 |
|--------|---------------|-----------|----------|-----------------|
|        |               |           | 右記以外の事業者 | 事業場規模 30人未満の事業者 |
| 50円コース | 50円以上         | 1人        | 30万円     | 40万円            |
|        |               | 2～3人      | 40万円     | 70万円            |
|        |               | 4～5人      | 70万円     | 70万円            |
|        |               | 6～7人      | 90万円     | 90万円            |
|        |               | 8人以上      | 110万円    | 110万円           |
|        |               | 10人以上※    | 130万円    | 130万円           |
| 70円コース | 70円以上         | 1人        | 40万円     | 50万円            |
|        |               | 2～3人      | 50万円     | 100万円           |
|        |               | 4～5人      | 130万円    | 130万円           |
|        |               | 6～7人      | 180万円    | 180万円           |
|        |               | 8人以上      | 230万円    | 230万円           |
|        |               | 10人以上※    | 300万円    | 300万円           |
| 90円コース | 90円以上         | 1人        | 90万円     | 100万円           |
|        |               | 2～3人      | 150万円    | 240万円           |
|        |               | 4～5人      | 270万円    | 270万円           |
|        |               | 6～7人      | 360万円    | 360万円           |
|        |               | 8人以上      | 450万円    | 450万円           |
|        |               | 10人以上※    | 600万円    | 600万円           |

助成率

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 事業場内最低賃金<br>1,050円未満 | 4/5 |
| 事業場内最低賃金<br>1,050円以上 | 3/4 |

対象となる設備投資など

| 経費区分       | 対象経費の例                                          |
|------------|-------------------------------------------------|
| 機器・設備の導入   | POSレジシステム導入による在庫管理の短縮<br>リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 |
| 経営コンサルティング | 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し                 |
| その他        | 顧客管理情報のシステム化                                    |

設備投資で  
生産性向上!

賃上げで  
人材確保!



詳細はウェブサイトをご確認ください

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。



お問い合わせ

業務改善助成金

検索

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号 : 0120-366-440 (受付時間 平日 9:00～17:00)